

令和5年5月8日

保護者の皆さま

県立尼崎西高等学校

校長 長谷部 元祥

### 5類感染症への移行後の学校における新型コロナウイルス感染症対策について

保護者の皆さまには、日ごろから本校の教育活動にご理解とご協力をいただき誠にありがとうございます。

さて、令和5年5月8日付けで新型コロナウイルス感染症の取扱いが法律上の5類感染症に移行することを踏まえ、文部科学省及び兵庫県教育委員会からその対応について通知がありました。それを受けて今後の本校における主な対応について下記のとおりとしますので、ご理解とご協力をお願いします。

#### 記

1 変更する日 令和5年5月8日（月）から

#### 2 学校における新型コロナウイルス感染症対策

- (1) 感染状況が落ち着いている平時においては、特段の感染症対策（マスク着用義務や「黙食」）を講じる必要はないとされています。ただし、
  - ・家庭との連携による生徒の健康状況の把握
  - ・学校での適切な換気の確保
  - ・手洗い等の手指衛生や咳エチケットの指導等の対策を引き続き講じた上で教育活動を実施します。
- (2) 地域や学校において、感染が流行している場合などには、
  - ・活動場面に応じて、「近距離」「対面」「大声」での発生や会話を控えること
  - ・生徒間の適切な身体的距離を確保すること
  - ・マスク着用を促すこと等の措置を一時的に講じることもあります。
- (3) 感染が判明した生徒に対しては、学習機会の確保に留意しつつ、出席停止の措置を講じます。また、これまでのインフルエンザ等への対応と同様に臨時休業や学級閉鎖の措置を講じる場合もあります。また、出席停止期間の基準は主治医の判断に基づきながら、概ね「発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過するまで」とします。（無症状の感染者に対する出席停止期間の取扱いについては、検体を採取した日から5日を経過するまでを基準とします。）

なお、出席停止は、感染が確認された場合（後に陽性が判明した場合も含む）のみになります。それ以外の発熱や風邪症状は、欠席の取扱いとなりますので、ご注意ください。

※「症状が軽快」とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることを指します。

※「発症した後5日を経過」や「症状が軽快した後1日を経過」については、発症した日や症状が軽快した日の翌日から起算します。

※出席停止解除後、発症から10日を経過するまでは、マスクの着用を推奨します。